

# 東京医科歯科大学医学部臨床教授等の称号 の付与に関する規則

〔平成16年4月1日  
規則第211号〕

## （目的）

第1条 この規則は、東京医科歯科大学医学部（以下「本学部」という。）における卒前・卒後の臨床教育に協力する学外の医療機関等の優れた医療人に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的とする。

## （称号の種類）

第2条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授、臨床講師（以下「臨床教授等」という。）とする。

## （称号の付与の対象者）

第3条 称号は、東京医科歯科大学医学部における卒前・卒後の臨床教育の指導に協力する医療機関等（以下「協力機関等」という。）に所属する医療人であって、本学の非常勤講師として任用された者及び協力機関等の指導者に付与する。

## （選考手続き）

第4条 臨床教授等の選考は、教授会の議に基づき、学部長が行う。

## （選考基準）

第5条 臨床教授等として選考できる者は、医療機関等における豊富な臨床経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有するものとし、次のとおりとする。

- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学教員選考基準（平成16年規則第59号）等により選考された医療人
- (2) 原則として、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号）第19条に定められた年齢を超えない者

## （職務）

第6条 臨床教授等は、所属する協力機関等及び本学部において、臨床教育等必要な職務を行うものとする。

2 臨床教育等は、本学部と実習等協力機関等との間で作成された臨床教育カリキュラムに従い行うものとする。

## （称号を付与する期間）

第7条 臨床教授等の称号を付与する期間は、臨床教育等の指導に協力する間とする。

## （通知）

第8条 臨床教授等の称号の付与は、別紙様式による文書を交付して行うものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、臨床教授等の称号の付与に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別紙様式（第8条関係）

氏 名

東京医科歯科大学医学部臨床教授（准教授・講師）の称号を付与する

付与の期間は 年 月 日とする。

年 月 日

東京医科歯科大学医学部長